

京都市地域包括支援センターの円滑な運営について
(京都市地域包括支援センター運営協議会資料)

1 地域包括支援センターの設置及び担当区域の変更について(案)(資料4-1)

- (1) 京都市下京・東部地域包括支援センター(仮称)を平成20年4月(予定)に設置する。
- (2) 京都市下京・中部地域包括支援センターの担当区域(学区)を変更する。

2 地域包括支援センターの運営方針について(資料4-2)

平成18年度及び平成19年度運営方針(基本方針)

- (1) 地域包括ケアの中核機関としての役割・機関の確立
 - (2) 地域における様々なネットワークの構築・支援
 - (3) 地域ケア会議の実施
 - (4) 権利擁護, 虐待防止に関する支援体制の構築
 - (5) 介護予防事業の推進
- ((3)は, 平成18年度のみ)

3 地域包括支援センターの運営状況について(資料4-3)

- 1 相談件数
- 2 地域包括支援センター運営協議会(区・支所運営協議会)
- 3 地域包括支援センター運営会議(福祉事務所主催)
- 4 専門職員会議<地域包括支援センター主催>
- 5 地域ケア会議<地域包括支援センター主催>
- 6 養護者による虐待について
- 7 平成18年度収支状況について
- 8 平成19年度予算について

地域包括支援センターの設置及び担当区域の変更について（案）

1 地域包括支援センターの設置について

【設置する地域包括支援センター】

京都市下京・東部地域包括支援センター（仮称）

（担当学区：稚松，皆山，菊浜，崇仁）

【委託予定法人】

社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会

【設置理由】

「京都市崇仁まちづくり計画」（平成11年策定）に基づく、デイサービスセンター，地域包括支援センター，コミュニティセンター，診療所等の合築施設が平成20年4月に開所予定のため。

【委託法人の選定方法】

「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき，公募により選定された団体で，京都市会の議決を経て指定されることとなる法人に委託する。

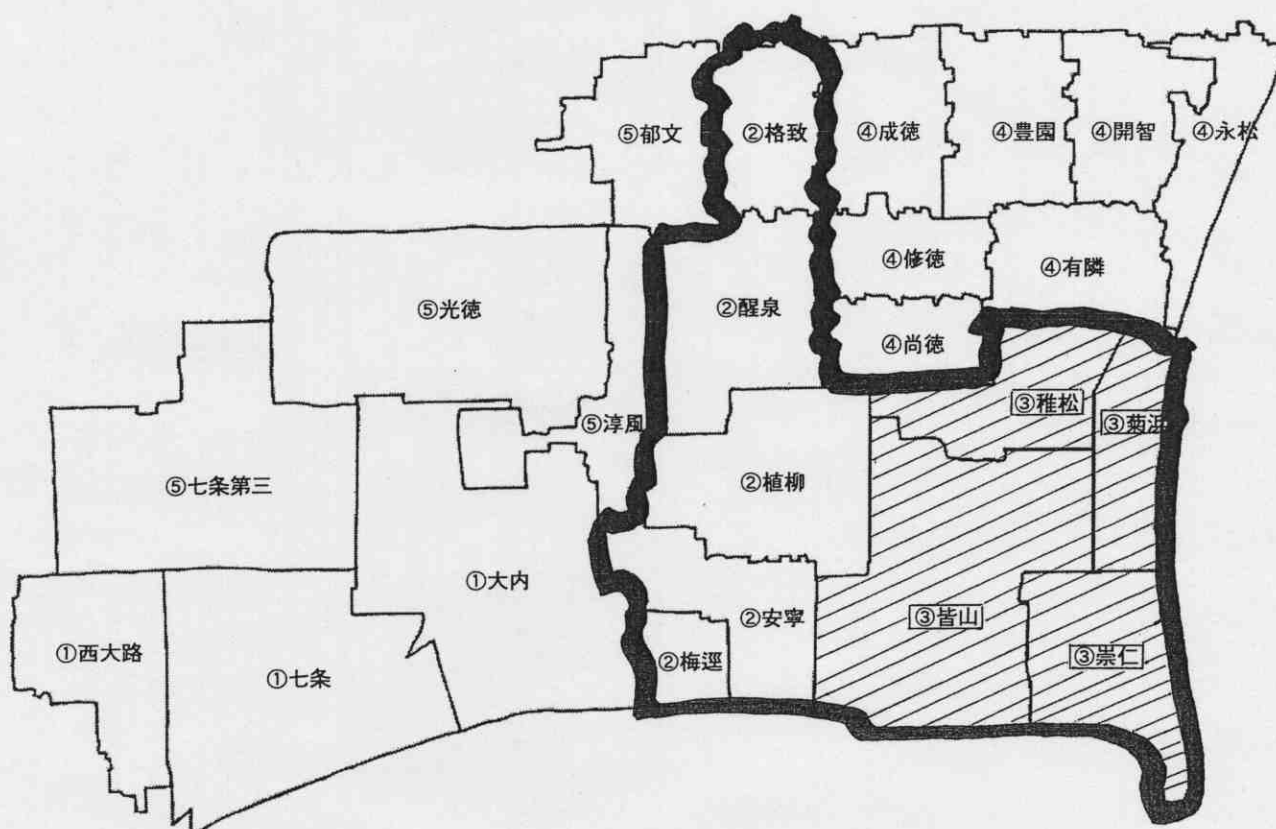
2 地域包括支援センターの担当区域の変更について

9学区を担当していた京都市下京・中部地域包括支援センターを5学区として，残り4学区を担当する京都市下京・東部地域包括支援センター（仮称）を設置する。

3 今後のスケジュール

- | | |
|-----|--|
| 11月 | 京都市会11月定例会に指定管理者の指定議案付議 |
| 1月～ | 京都市下京・中部地域包括支援センターと京都市下京・東部地域包括支援センター（仮称）で引継 |
| 3月 | 市民しんぶん（区版・3月15日号）で市民に周知
京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱改正
地域包括支援センター事業変更申請届出書の受理
京都市とカリタス会において協定書締結 |
| 4月 | 下京・東部地域包括支援センター（仮称）運営開始 |

【下京区】



※ 学区名の前の数字は、日常生活圏域を表す。

圏域	地域包括名	法人名	担当学区
下京①	下京・西部	医)健康会	大内, 七条, 西大路
下京②	下京・中部	医)財団康生会	格致, 醒泉, 植柳, 安寧, 梅逕
下京③	下京・中部 ⇒下京東部	医)財団康生会 ⇒福)カトリック京都司教区カクス会	稚松, 皆山, 菊浜, 崇仁
下京④	修徳	福)京都福祉サービス協会	永松, 開智, 豊園, 成徳, 有隣, 修徳, 尚徳
下京⑤	島原	福)カトリック京都司教区カクス会	郁文, 淳風, 光徳, 七条第三

平成18年度地域包括支援センター運営方針

1 基本方針

(1) 地域包括ケアの中核機関としての役割・機能の確立

包括支援センターは、地域における総合相談窓口であり、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核機関である。包括支援センターの業務を適切に実施するため、その役割や機能を確立するための取組を行うとともに、地域において包括支援センターの役割等が十分に認知されることが必要不可欠であることから、積極的な広報活動を行う。

(2) 地域における様々なネットワークの構築・支援

高齢者に対する様々な支援を実施するに当たり重要となる、社会資源の開発・活用や地域課題の把握、要支援者の早期発見及び情報の共有化等を円滑に行うためには、地域における高齢者をとりまく様々な関係者間の連携、協働が特に重要であり、包括支援センターはそれらの連携、協働が効果的に機能するよう、ネットワークの構築やその支援を行う。

(3) 地域ケア会議の開催

(2)に掲げるネットワーク構築の取組の一環として、また、関係者の資質向上を図るため、地域ケア会議を定期的に開催する。

(4) 権利擁護、虐待防止に関する支援体制の構築

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うために、専門的・継続的な視点からの支援を行うとともに、早期発見、発生活予防を可能とするネットワークを構築する。

(5) 介護予防事業の推進

高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、本人の状態に応じた介護予防ケアマネジメントを実施することにより、要支援・要介護状態になることを予防し、また、要介護状態となっても悪化の予防、改善を図る。また、介護予防を必要とする高齢者（特定高齢者）を多様な経路から把握するとともに、支援への速やかな移行を図る。

2 重要取組事項

(1) 地域包括ケアの中核機関としての役割・機能の確立

- ① 公正・中立性の高い事業運営の確保
- ② 地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営の実施
- ③ チームアプローチの確立
- ④ 専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上
- ⑤ 地域における広報活動の実施

(2) 地域における様々なネットワークの構築・支援

- ① 地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援
- ② ケアマネジャーのネットワークの構築・支援
- ③ サービス事業者及び居宅介護支援事業者との連携体制の構築

(3) 地域ケア会議の開催

- ① 定期的な開催
- ② 各種ネットワークの構築に資する関係機関の連携
- ③ 関係者の資質向上の支援

(4) 権利擁護、虐待防止に関する支援体制の構築

- ① 早期発見・見守りネットワークの構築
- ② 虐待の相談・通報等の受付体制の構築

(5) 介護予防事業の推進

- ① 個性や個性を重視した適切な介護予防ケアマネジメントの実施
- ② 多様な経路からの特定高齢者の早期把握・早期対応
- ③ 介護予防の普及・啓発

平成19年度地域包括支援センター運営方針

1 基本方針

(1) 地域包括ケアの中核機関としての役割・機能の確立

包括支援センターは、地域における総合相談窓口であり、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核機関である。包括支援センターの業務を適切に実施するため、その役割や機能を確認するための取組を継続して行う。

(2) 地域における様々なネットワークの構築・支援

高齢者に対する様々な支援を実施するに当たり重要となる、社会資源の開発・活用や地域課題の把握、要支援者の早期発見及び情報の共有化等を円滑に行うためには、地域における高齢者をとりまく様々な関係者間の連携、協働が特に重要であり、包括支援センターはそれらの連携、協働が効果的に機能するよう、ネットワークの構築やその支援を行う。

(3) 権利擁護、虐待防止に関する支援体制の構築

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うために、専門的・継続的な視点からの支援を行うとともに、虐待の早期発見、発生予防を可能とするネットワークを構築する。

(4) 介護予防事業の推進

高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、本人の状態に応じた介護予防ケアマネジメントを実施することにより、要支援・要介護状態になることを予防し、また、要介護状態となっても悪化の予防、改善を図る。

また、地域の高齢者に対する介護予防の普及啓発に努めるとともに、介護予防を必要とする高齢者（特定高齢者）を多様な経路から把握し、支援への速やかな移行を図る。

2 重要取組事項

(1) 地域包括ケアの中核機関としての役割・機能の確立

- ① 公正・中立性の高い事業運営の確保
- ② 地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営の実施
- ③ チームアプローチの確立
- ④ 専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上

(2) 地域における様々なネットワークの構築・支援

- ① 地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援
- ② ケアマネジャーのネットワークの構築・支援
- ③ サービス事業者及び居宅介護支援事業者との連携体制の構築
- ④ 地域ケア会議の定期的な開催及び関係者の資質向上支援

(3) 権利擁護、虐待防止に関する支援体制の構築

- ① 早期発見・見守りネットワークの構築
- ② 虐待相談や困難事例に対する連携支援

(4) 介護予防事業の推進

- ① 個別性や個性を重視した適切な介護予防ケアマネジメントの実施
- ② 介護予防の普及啓発
- ③ 多様な経路からの特定高齢者の早期把握・早期対応
- ④ 地域介護予防推進センター等との連携

地域包括支援センター運営状況について

1 相談件数

18 年度

	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容 別件数(延 べ)a	うち、 介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち、 虐待相 談
4 月	8,084	11,620	3,349	(28.8)	2,513	17
5 月	10,784	15,730	4,873	(31.0)	3,000	22
6 月	16,565	24,092	8,558	(35.5)	4,211	53
7 月	19,361	28,587	10,220	(35.8)	5,144	38
8 月	21,342	30,011	11,204	(37.3)	5,339	63
9 月	21,495	29,541	11,713	(39.6)	6,261	51
10 月	24,097	33,013	13,680	(41.4)	7,044	59
11 月	23,769	33,289	13,153	(39.5)	7,232	93
12 月	24,971	34,177	14,025	(41.0)	7,631	68
1 月	24,739	35,188	13,784	(39.2)	7,526	95
2 月	23,922	33,317	13,134	(39.4)	7,613	86
3 月	27,193	36,991	15,849	(42.8)	8,614	78
累計	246,324	345,556	133,542	(38.6)	72,188	723

19 年度

	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容 別件数(延 べ)a	うち、 介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち、 虐待相 談
4 月	24,120	26,048	14,988	(57.5)	7,919	72
5 月	27,174	28,976	17,011	(58.7)	8,371	50
6 月	27,952	29,486	17,039	(57.8)	8,442	59
7 月	29,062	31,117	17,572	(56.5)	8,744	51
8 月	28,412	31,185	17,409	(55.8)	9,016	66
累計	136,720	146,812	84,019	(57.2)	42,492	298

2 地域包括支援センター運営協議会（区・支所運営協議会）

- ・ 43回開催（18年度）
- ・ 17回開催（19年9月末現在）
- ・ 地域包括支援センターの活動報告，関係者間の情報共有等を実施

3 地域包括支援センター運営会議 <福祉事務所主催>

- ・ 143回開催（18年度）
- ・ 主な構成メンバーは，地域包括支援センター，支援（支援保護）課，福祉介護課，保健所，社会福祉協議会，地域介護予防推進センターなど

4 専門職員会議<地域包括支援センター主催>

- ・ 延べ266回開催（18年度）
- ・ 半数以上の福祉事務所において，会議場所の提供・職員の参加を実施

5 地域ケア会議<地域包括支援センター主催>

開催状況	
18年度	320回
19年度（8月末現在）	121回

- ・ 主に学区単位で実施（左京区と伏見区は，圏域単位で実施）
- ・ 60センター中，47センターで第1回目を開催済み（78.3%）（19年度8月末現在）
- ・ 178学区中，81学区で第1回目を開催済み（45.5%）（19年度8月末現在）
※圏域で開催している左京区と伏見区の学区は除く
（左京区は7センター中6センター，伏見区は6センター中1センターで開催済み）
- ・ 主な構成メンバーは，地域包括支援センター，支援（支援保護）課，民生・児童委員，老人福祉員，社協など

6 養護者による虐待について

養護者による虐待について(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

			すこC	区役所・支所	地域包括C	合計
1	相談・通報 件数		38	115	201	354
		虐待認定内数	35	89	131	255
2	通報者等 (重複可)	被虐待者本人	5	17	27	49
		家族・親族	15	11	27	53
		職務上知り得た者	14	77	109	200
		その他(一般市民)	5	25	49	79
		小 計	39	130	212	381
3	虐待の種別 (重複可)	身体的虐待	15	69	86	170
		介護等の放棄等	8	23	48	79
		心理的虐待	10	13	49	72
		性的虐待	0	0	1	1
		経済的虐待	20	17	46	83
		小 計	53	122	230	405
4	被虐待者の 性別	男	13	19	37	69
		女	22	70	91	183
		不明	0	0	3	3
		小 計	35	89	131	255
5	居住状況	虐待者と同居	18	81	99	198
		虐待者と別居	13	6	25	44
		その他	4	2	7	13
		小 計	35	89	131	255
6	虐待者の 続柄 (重複可)	夫	2	16	23	41
		妻	0	4	6	10
		息子	12	42	47	101
		娘	12	20	21	53
		その他	10	14	44	68
		小 計	36	96	141	273
7	対応状況 (重複可)	事実確認	36	113	186	335
		措置入所等分離による保護	0	42	36	78
		面会の制限	0	4	2	6
		立入調査	0	0	0	0
		養護者の指導・助言	0	22	37	59
		権利擁護に関する対応	0	4	12	16
		小 計	36	185	273	494

※ 養護者とは、高齢者を現に養護するものであって養護施設従事者等以外の者を指す

養護者による虐待について(平成19年4月1日～平成19年9月30日)

			すこC	区役所・支所	地域包括C	合計
1	相談・通報 件数		9	50	116	175
		虐待認定内数	9	42	81	132
2	通報者等 (重複可)	被虐待者本人	3	3	20	26
		家族・親族	3	7	19	29
		職務上知り得た者	0	32	66	98
		その他(一般市民)	3	7	20	30
		小 計	9	49	125	183
3	虐待の種別 (重複可)	身体的虐待	2	25	51	78
		介護等の放棄等	2	13	19	34
		心理的虐待	4	11	26	41
		性的虐待	0	0	1	1
		経済的虐待	7	15	29	51
		小 計	15	64	126	205
4	被虐待者の 性別	男	1	8	22	31
		女	8	34	59	101
		不明	0	0	0	0
		小 計	9	42	81	132
5	居住状況	虐待者と同居	4	35	59	98
		虐待者と別居	4	5	19	28
		その他	1	2	3	6
		小 計	9	42	81	132
6	虐待者の 続柄 (重複可)	夫	1	2	16	19
		妻	0	3	8	11
		息子	3	20	34	57
		娘	2	10	9	21
		その他	3	9	21	33
		小 計	9	44	88	141
7	対応状況 (重複可)	事実確認	9	35	92	136
		措置入所等分離による保護	0	17	21	38
		面会の制限	0	2	0	2
		立入調査	0	0	0	0
		養護者の指導・助言	0	4	17	21
		権利擁護に関する対応	1	0	7	8
		小 計	10	58	137	205

※ 養護者とは、高齢者を現に養護するものであって養護施設従事者等以外の者を指す

7 平成18年度収支状況について

収入内容	
委託料	15,583
介護報酬等	3,708
その他	290
合計	19,581
支出内容	
人件費	16,437
管理費	2,768
委託費 (介護予防ケアプラン)	420
繰出金	51
合計	19,676
収支額	-95

※60センター平均

8 平成19年度収支予算について

収入内容	
委託料	16,850
介護報酬等	5,771
その他	342
合計	22,963
支出内容	
人件費	18,644
管理費	2,247
委託費 (介護予防ケアプラン)	551
繰出金	340
合計	21,782
収支額	1,181

※60センター平均